



## 役員名簿、規約

### 任意団体「SMILE LINKS」役員名簿

役職	氏名
代表	板橋宏明
副代表	大友牧子
会計	廣瀬和希

### 任意団体「SMILE LINKS」規約

#### 第1条（名称）

本会の名称は「SMILE LINKS」とする。

#### 第2条（事務所）

本会の事務所は、仙台市青葉区中央に置く。

#### 第3条（目的）

本会は、「大人の笑顔は、子どもの笑顔に」の理念のもと、子どもに関わるすべての大人たちをあらゆる方面からサポートし、活動（事業）を行うことにより、子どもたちの健やかな成長や幸せ、笑顔を生み出し次世代へと繋いでいくことを目的とし、2022年04月01日設立する。

#### 第4条（活動・事業の種類）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 利用者支援事業と相談支援事業の構築及び実施
- (2) 交流会や勉強会、イベントの企画・運営・開催
- (3) SNSやあらゆるメディア等を使った情報の発信
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

## 第5条（会員）

当団体は次の 2 種の会員をもって構成します。

正会員：正会員は目的に賛同する者とし、会員全員の承認を得た者とする。

サポート会員：サポート会員は当団体の目的に賛同し、さまざまな行事のサポート、参加及びボランティア活動の活動を支える、個人または団体とする。

## 第6条（入会）

正会員の入会については、特に条件を定めないが正会員全員の承認を得なくてはならない。サポート会員に入会を希望する方は当団体指定の登録フォームに必要事項を記入の上、当団体に提出する。

## 第7条（会費）

正会員・サポート会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

正会員：年会費5,000円

サポート会員：年会費1,500円

## 第8条（退会）

正会員は、退会の意向を代表に申し出、任意に退会することができる。サポート会員は当団体への申し出をしていただき、退会することができる。 どちらとも年会費の返還は行わない。

## 第9条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 代表（1名）は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表（1名）は会長を補佐し、会務を整理するとともに、代表の代理・代行を行う。
- (3) 会計（1名）は会の経理を行う。

## 第10条（選任）

役員は運営委員会において、会員の中から選任する。

## 第11条（運営委員会）

運営委員会は会員をもって構成し、週一回のオンライン定例会と必要に応じて月数回のオフライン運営委員会を開催する。但し、緊急その他会員が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

## 第12条（審議事項）

運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 運営に関する重要事項
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画案及び予算案
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 規約の変更
- (7) 解散

## 第13条（議決）

運営委員会の議事は、会員の中から議長を選出し、会員の話し合いのもと、出席した会員の満場一致をもって決する。満場一致とならない場合には、幾度か話し合いを重ね、それでも決まらなければ議長の決するところによる。また緊急を要する事項と運営委員会で判断された場合、代表の判断で議決可能とし、代表不在の場合は副代表がその役割を担う。以下会計、会で定めた会員の順で議決可能とする。

## 第14条（議事録）

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催方法
- (2) 出席者人数と名簿（委任者数と名簿）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 繰越し審議事項

## 第15条（資産）

この会の資産は会員の年会費、事業収入、支援金、寄附金品をもって構成し、経費は資産をもってまかなう。

## 第16条（会計）

活動に必要な資金については会計が適切に管理を行い、定期的に代表者の閲覧を受けるものとする。

## 第17条（禁止事項）

会の中での宗教活動、選挙運動、ネガティブ運動は禁止する。

## 第18条（設立年月日）

本会の設立年月日は2022年04月01日とする。

## 附則

1 この会則は、2022年04月01日から施行する。

附則

1 2022年11月01日、一部条文の追加及び、変更・施行。

- (1) 追加 第5条～第8条（サポート会員制導入）
- (2) 変更 第7条（入会金から年会費へ変更）